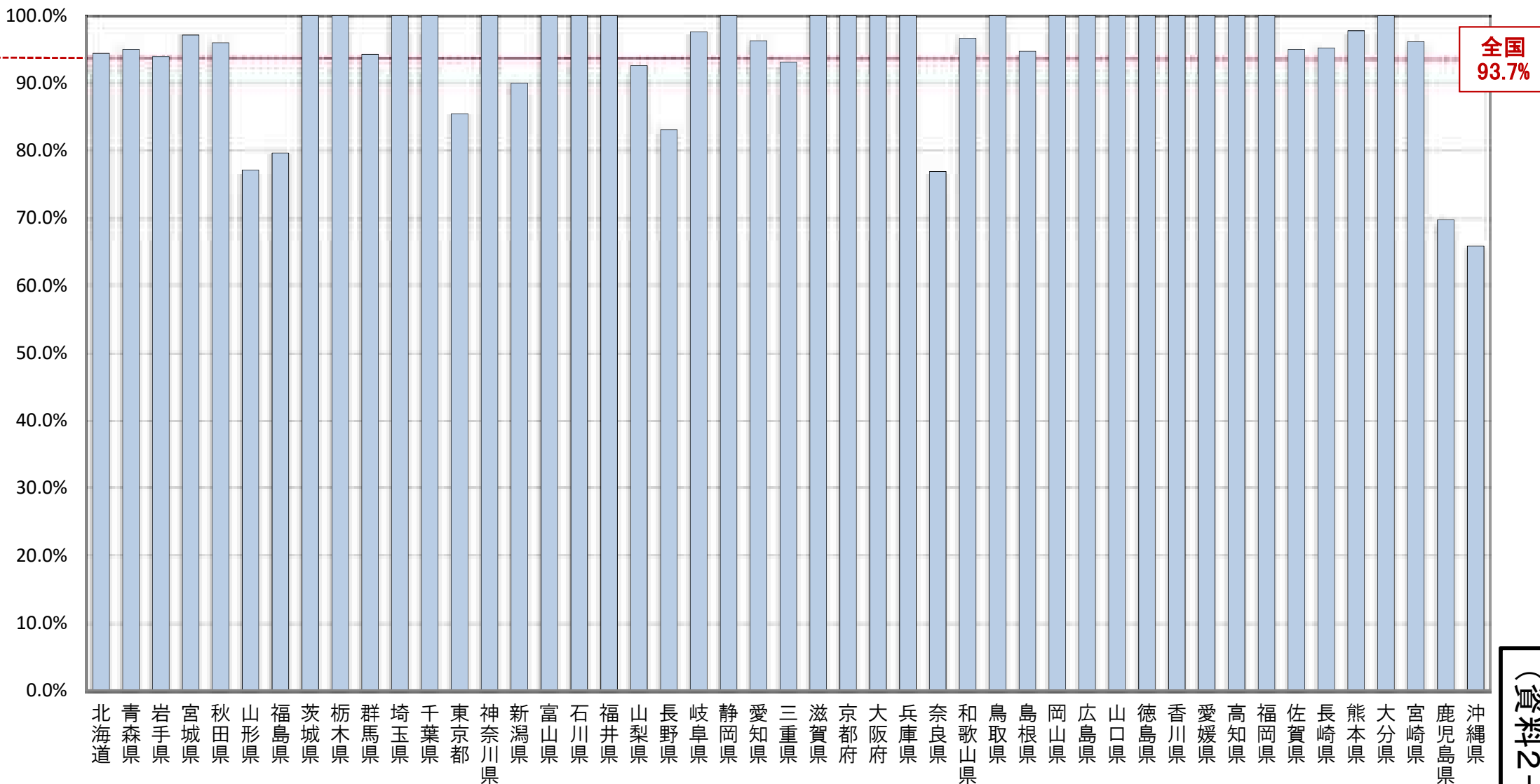


意思疎通支援事業の実施体制整備状況(平成29年度)

- 平成29年度末時点で意思疎通支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で93.7%(1,631/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。

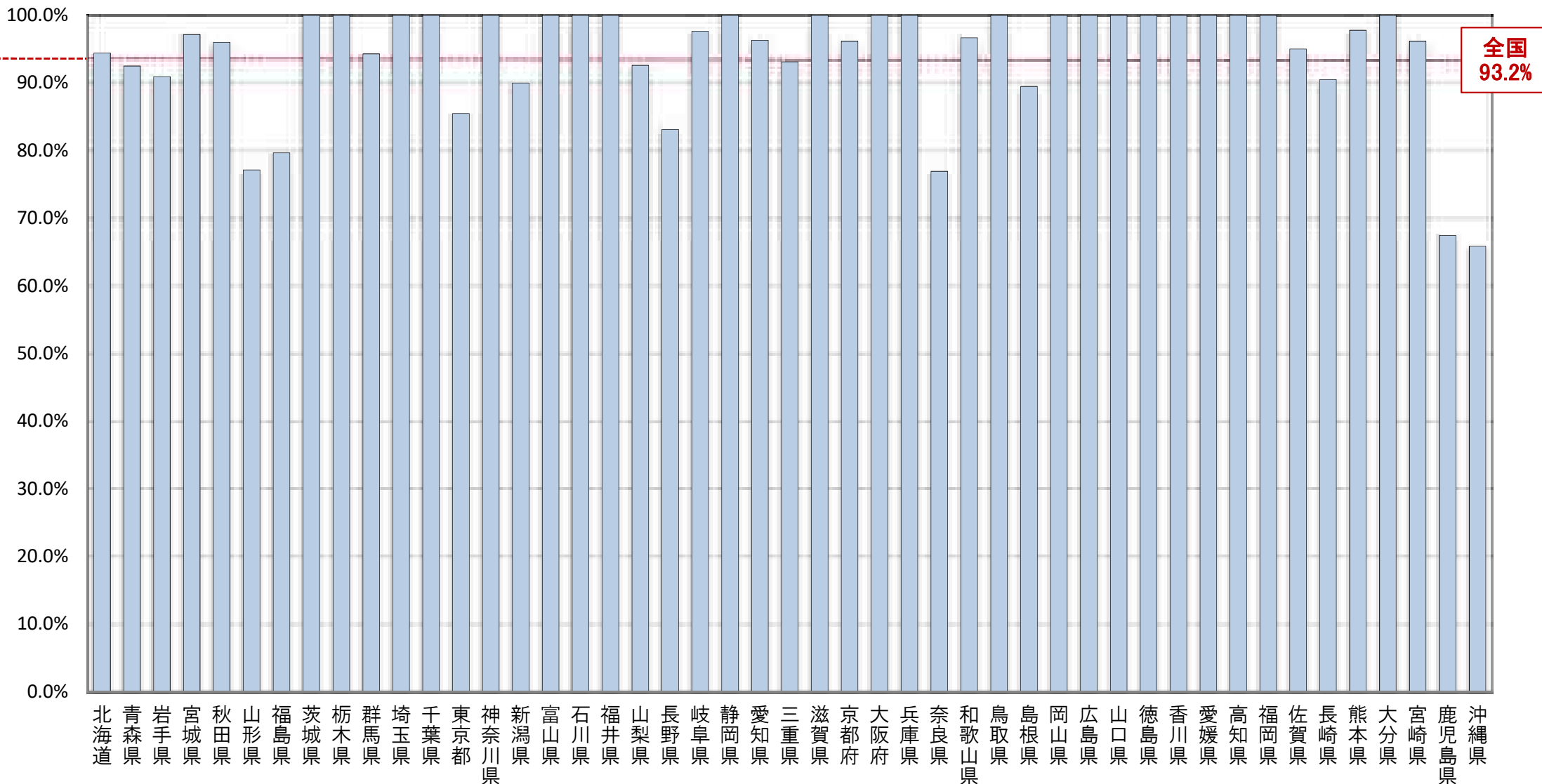


(資料2-1)

注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
 (資料出所) 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

(内訳1) 手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況(平成29年度)

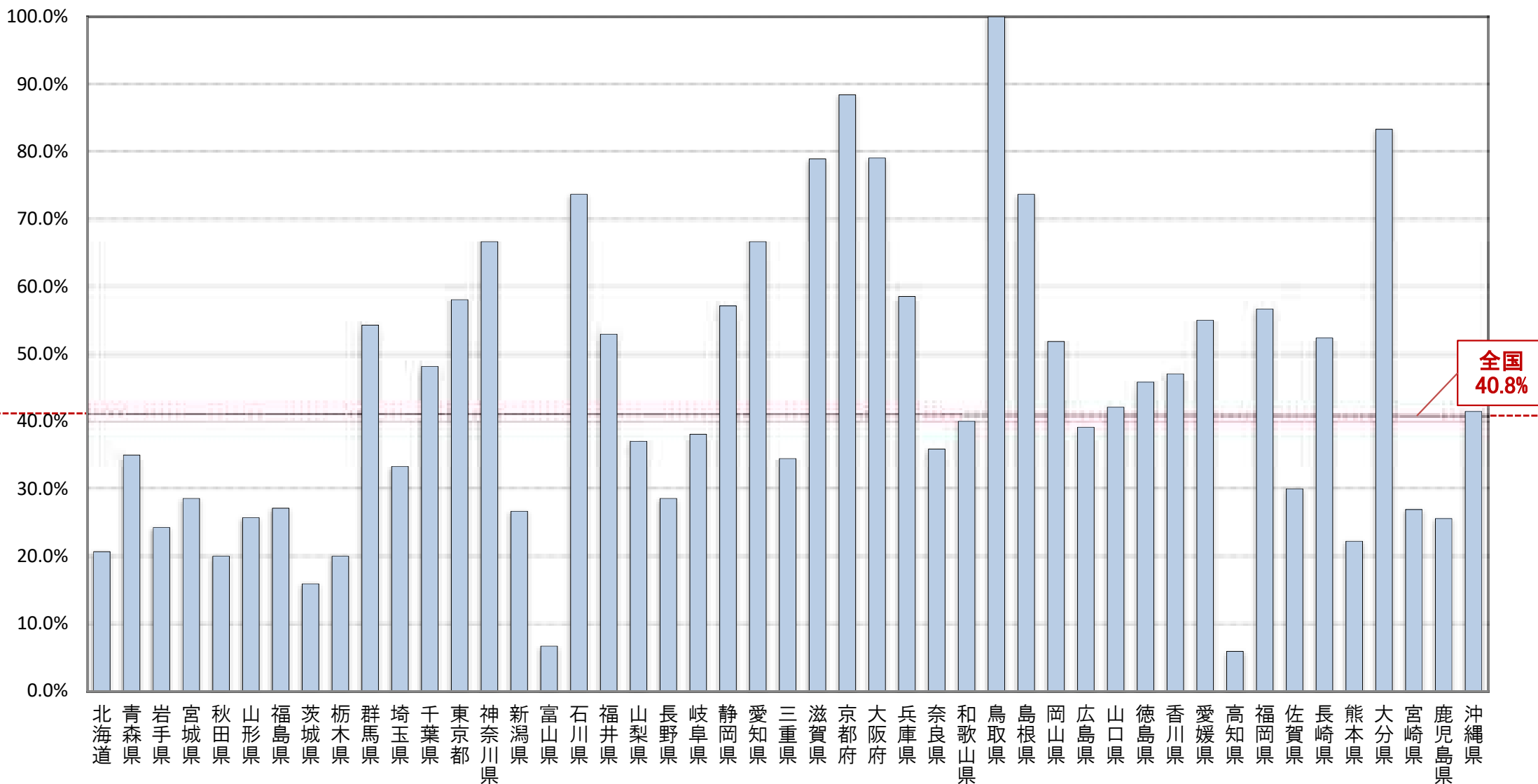
- 平成29年度末時点で手話通訳者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で93.2%(1,623/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
 (資料出所) 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

(内訳2) 手話通訳者設置事業の実施体制整備状況(平成29年度)

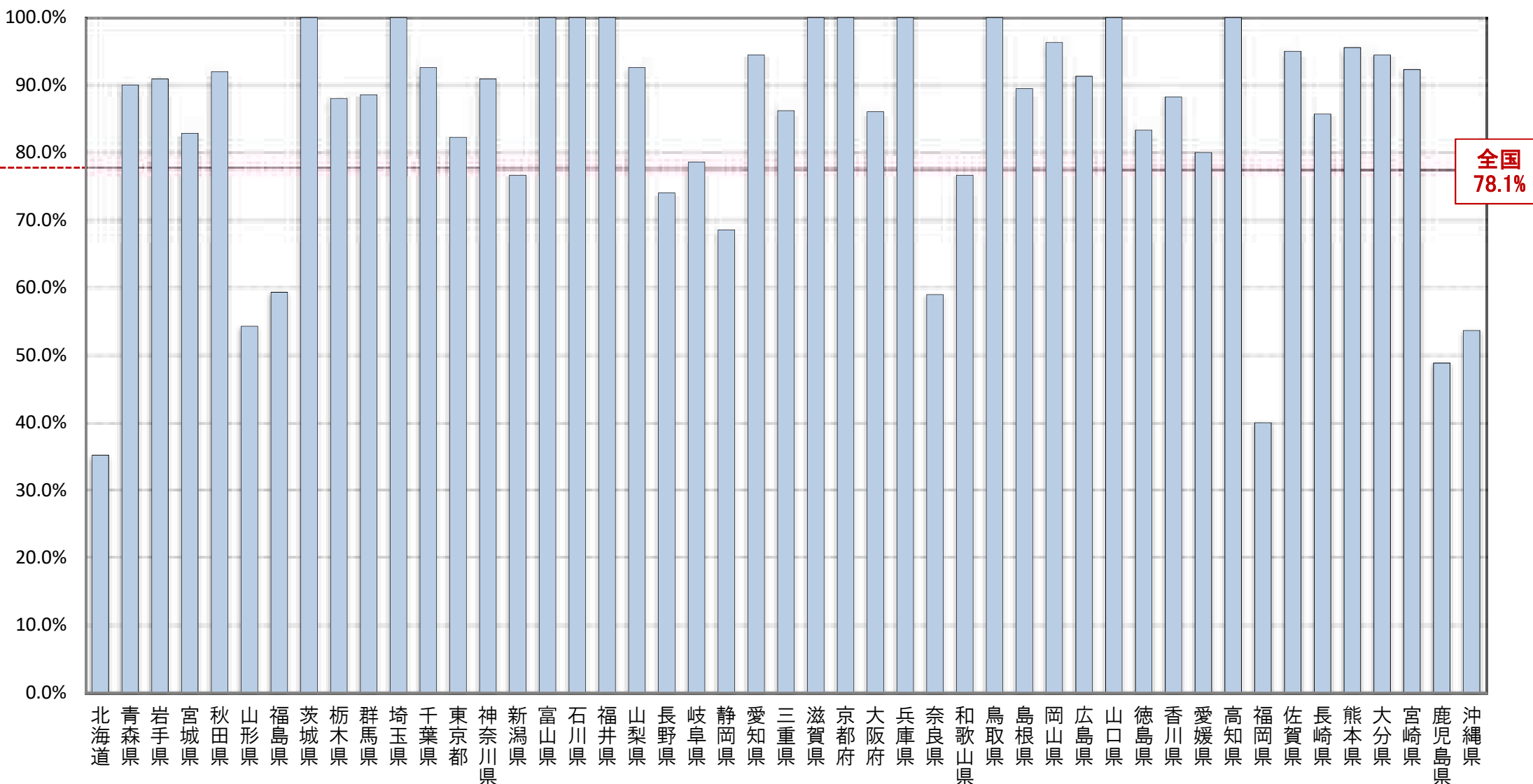
- 平成29年度末時点で手話通訳者設置事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で40.8%(710/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
 (資料出所) 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

(内訳3) 要約筆記者派遣事業の実施体制整備状況(平成29年度)

- 平成29年度末時点で要約筆記者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で78.1%(1,359/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
 (資料出所) 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

年度別受講・修了者の推移

		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度						修了者 累計					
		受講		修了		受講		修了		受講		修了		受講		修了		受講			修了						
		基礎	難聴	基礎	難聴	基礎	難聴	基礎	難聴	基礎	難聴	基礎	難聴	基礎	難聴	基礎	難聴	ステップ	基礎	難聴	ステップ		基礎	難聴	ステップ		
01	北海道	2	1	6	5	5	5	12	11	5	5	6	6	4	4	2			2								39
02	青森県	3	3	1	1	2	2	3	3			1	1	1	1	1											11
03	岩手県	5	5	2	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1		1	1						18	
04	宮城県	1	0	1	1			2	2	2	2	2	2	2	2	1	1		1	1						11	
05	秋田県	1	1	3	1			2	2	2	2	1	1			1		1	1							9	
06	山形県	1	1	6	6	1	1	3	3	1	1	1	1	2	2	2			1							16	
07	福島県	2	2	2	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1				12	
08	茨城県	3	3	4	4	1	1			2	1			2	2	2			2							13	
09	栃木県	6	6	11	11	4	3	3	3	2	2	1	1			2			2							28	
10	群馬県	4	4			1	1	1	1	2	2	1	1	2	2			3						3		14	
11	埼玉県	9	9	6	6	6	6	9	9	7	7	2	2	5	4	5		5	5					5		53	
12	千葉県	5	5	6	4	2	2					1	1	4	4	3	2	2	3	2	1					22	
13	東京都	5	5	2	2	5	5	2	2	7	7	4	4	5	5	3		3	3					3		36	
14	神奈川県	16	16	8	7	13	11	13	10	12	11	14	13	10	10	11	4		11	4						93	
15	新潟県	2	2	5	4	4	4	2	2	3	3	3	3	3	3	1		5	1					5		27	
16	富山県	1	1	3	3	2	1	1	1	2	2	1	1													9	
17	石川県	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1			1							16	
18	福井県	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1			1							16	
19	山梨県	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1											6	
20	長野県	6	6	3	3	5	5	2	2	2	2	3	3	3	3	3			3							27	
21	岐阜県	5	5	6	6	6	6	5	5	4	4	4	4	3	3	1	1	3	1	1	2					37	
22	静岡県	3	3	3	3	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2			2						1		18	
23	愛知県	5	5	6	6	7	6	7	5	4	4	3	3	6	6	3		1	3					1		39	
24	三重県	4	3	6	6	3	3	3	3	2	2	1	1	1	1		1	2		1	2					22	
25	滋賀県	4	4	4	3	3	3	3	3	2	2	3	3			1			1							19	
26	京都府	5	5	4	4	5	5	7	7	6	6	6	6	6	6		1	3		1	3					43	
27	大阪府	5	5	10	10	9	9	8	6	12	12	9	9	6	6	1			1							58	
28	兵庫県	5	4	5	5	9	9	9	9	11	11	6	6	3	3	1		2						2		49	
29	奈良県	4	3	3	2	3	3	3	2	3	3	3	2													15	
30	和歌山県	4	4	4	4	3	1	4	4			4	4	5	5	2	1	2	2	1	2					27	
31	鳥取県	4	4	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2							19	
32	島根県	4	4	3	3	2	1	3	3	2	2	4	4				1	1							1	18	
33	岡山県	4	4	4	4	4	4	5	5	2	2	2	2	2	2	1	1	3	1						3	27	
34	広島県	5	5	5	4	4	4	5	4	5	5	5	5	5	5	1		2	1							35	
35	山口県	8	8	6	6	6	6	6	6	7	7	3	3	3	3	3	1	4	3	1	4					47	
36	徳島県	3	3	2	2	2	2	2	2					2	2			1							1	12	
37	香川県											1	1	3	3		1								1	5	
38	愛媛県	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3			1								14	
39	高知県	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1			1							13	
40	福岡県	5	5	3	3	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3			3							29	
41	佐賀県	1	1			1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1		2	1							9	
42	長崎県	4	4	3	3	5	5	5	5	2	2	5	5	1	1											25	
43	熊本県	4	3			3	3	2	2	2	2	2	2	2	2		1	2		1	2					17	
44	大分県	2	2			3	3	2	2	2	2			1	1											10	
45	宮崎県	4	4	5	5	4	4	3	3	2	2	1	1	1	1	1			1							21	
46	鹿児島県	3	3					1	1	2	2															6	
47	沖縄県	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2			2							12	
		179	173	162	152	156	145	162	151	141	138	126	124	116	115	65	17	53	62	15	47					1122	

※平成25年度以降の各都道府県の数字には政令市、中核市も含まれます。
 ※平成30年度からは、3講座に分けて実施。

失語症者向け意思疎通支援者の養成と派遣について

- 部会報告書で「きめ細かな見直しを行うべき」とされたことを踏まえ、失語症者向け意思疎通支援者のあり方を検討し、平成30年度より各都道府県で失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業を実施。

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度～

派遣

地域生活支援事業

○意思疎通支援事業(市町村必須事業)の中で失語症者が対象であることを明確化

※地域の実情を勘案し、都道府県が市町村に代わって実施することも可能。

地域生活支援事業(特別支援事業)
※手上げによりモデル的に実施。

国で具体的な実施要綱を作成し、数力所の自治体においてモデル的に事業を実施する。
(具体的には、平成26、27年度調査研究事業において作成したカリキュラムを活用した養成事業の実施等)

調査研究事業

平成26、27年度調査研究事業の成果を更に実務レベルで活用できるまで内容を精査。

その際に地域生活支援事業でモデル実施している事業内容・効果の検証を同時に行う。

派遣

地域生活支援事業

○失語症者向け意思疎通支援者の派遣
(都道府県必須事業)

→ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業(都道府県必須事業)に失語症者に対する意思疎通支援者の派遣を追加。

養成

地域生活支援事業

○失語症者向け意思疎通支援者の養成(都道府県必須事業)

→ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(都道府県必須事業)に失語症者に対する意思疎通支援者の養成を追加。

指導者養成

指導者養成研修の実施

- 平成29年度は、(一社)日本言語聴覚士協会の協力のもと、養成研修の講師となる人材を養成する「失語症者向け意思疎通支援者の指導者養成研修」を実施した。
- 平成30年度以降は、(一社)日本言語聴覚士協会へ委託し、同研修を実施する。

聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成30年12月末現在)

都道府県(市)	設置	設置予定等	都道府県(市)	設置	設置予定等
北海道	△(単独事業)	平成31年度	広島県	○	
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県	○		香川県	○	
秋田県	○		愛媛県	○	
山形県	○		高知県	○	
福島県	○		福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県	○	
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県	○	
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市	(○)	埼玉県と共同設置
福井県	○		千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県	○		静岡市		
三重県	○		浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府	○		京都市	○	
大阪府	○		大阪市		
兵庫県	○		堺市	○	
奈良県	○		神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県	△(単独事業)		広島市		
島根県	○(2)		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			熊本市		
			計	53	1

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

障害者ICTサポート総合推進事業の概要

目的

障害者の情報通信技術（ICT）の利用機会の拡大や活用能力の向上を図り、情報へのアクセスを円滑に行えるよう支援することにより、障害者の自立と社会参加の促進を目的とする。

実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

事業内容

障害者の情報アクセシビリティの向上のため、以下の事業を実施する。

- (1) 障害者に対するICT機器の紹介や貸出、また利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業

◆例・・・聴覚障害者が参加する会議などへヒアリンググループの貸出
障害者のパソコン利用に関する相談会の開催 等

- (2) 障害者に対し、サピエ（※）等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業

◆例・・・パソコンボランティアが障害者の自宅へ訪問し、実際に使用する機器を使用しながらの利用支援
地域の住民を対象としたパソコンボランティアの養成研修会の開催 等

- (3) 視覚障害者等の地域生活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ（※）等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業

◆例・・・視覚障害者情報提供施設と連携し、地域生活において必要な情報をサピエへアップロードを行う 等

（※）・・・視覚障害者総合情報ネットワーク

（資料2-5）

ITサポートセンターの事業取組状況

(資料2-6)

都道府県名	運営主体(委託先)	実施機関	住所	HP等 ¹⁾
1 北海道				
2 青森県	一般財団法人 青森県身体障害者福祉協会	青森県身体障害者福祉センターねむのき会館	青森県青森市野尻字今田52-4	http://www.nemunoki.jp
3 岩手県				
4 宮城県	株式会社テクノプラザみやぎ	宮城障害者ITサポートセンター	仙台市泉区高森2-1-40 21世紀プラザ研究センター内1階	http://www.tpminc.co.jp/it/INDEX/index1.html
5 秋田県				
6 山形県				
7 福島県	公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会		福島県福島市森合町6-7	http://f-shien.la.cocacn.jp/
8 茨城県	社会福祉法人自立奉仕会	茨城県障害者ITサポートセンター 茨城福祉工場内	茨城県笠間市鯉淵6550	http://www.ifc-net.or.jp/itsupport/
9 栃木県				
10 群馬県	バノボラ・サポート群馬	群馬県障害者情報化支援センター	群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター2階	http://www8.wind.ne.jp/gunma-johocenta/
11 埼玉県	特定非営利活動法人 埼玉県障害者協議会	埼玉県障害者ITサポートセンター	さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内	http://www.normanet.ne.jp/~ww100089/it.html
12 千葉県	千視協・あかね・トライアングル西千葉共同事業団	社会福祉法人 千葉県視覚障害者福祉協会 視覚障害者総合支援センターちば 社会福祉法人 あかね 特定非営利活動法人 トライアングル西千葉	千視協：千葉県四街道市四街道1-9-3 あかね：千葉県船橋市本中山3-21-5 トライアングル西千葉：千葉県千葉市稲毛区小仲台2-6-1 京成稲毛ビル205号	千視協： http://www.tisiky.jp/it/81-it/77-2012-01-08-03-51-30 あかね： http://akane-net.or.jp/business.html トライアングル西千葉： http://www9.plala.or.jp/triangle_nishi/
13 東京都	社会福祉法人東京ココロニ	東京都障害者IT地域支援センター (東京都社会福祉保健医療研修センター1階)	東京都文京区小日向四丁目1番6号	http://www.tokyo-itcenter.com/index.html
14 神奈川県	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会	かながわ障害者IT支援ネットワーク	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町23番地	https://www.kanafuku.jp/
15 新潟県				
16 富山県				
17 石川県	石川県身体障害者団体連合会	石川県障害者ITサポートセンター(石川県社会福祉会館1階)	石川県金沢市本多町3丁目1番10号	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/oshirase/it_support.html
18 福井県	一般社団法人福井県身体障害者福祉連合会	福井県障害者ITサポートセンター 福井県社会福祉センター内1階	福井市光陽2丁目3-2	http://www.normanet.ne.jp/~fukui/itsapo/index.html
19 山梨県	社会福祉法人山梨県障害者福祉協会	山梨県障害者ITサポートセンター 山梨県福祉プラザ1階	甲府市北新1-2-1	http://www.sanshoukyou.net/services/itsupport.html
20 長野県	特定非営利活動法人SOHO未来塾	長野県障がい者ITサポートセンター (特定非営利活動法人 SOHO未来塾)	長野県松本市本庄1-4-10	http://www.sohomirajuku.jp/it_support/
21 岐阜県	一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会	福祉メディアステーション(ソフピアジャパンセンタービル1階)	大垣市加賀野4-1-7	http://www.f-media.jp
22 静岡県				
23 愛知県	一般社団法人愛知県聴覚障害者協会	あいち聴覚障害者センター	名古屋市中区三の丸1-7-2桜華会館	http://www.normanet.ne.jp/~ww100046/
	社会福祉法人AJU自立の家	わだちコンピュータハウス	名古屋市昭和区下横町1-3-3	http://www.aju-cil.com
	社会福祉法人名古屋身体障害者福祉連合会	名身連聴覚言語障害者情報文化センター	愛知県名古屋市中村区中村町7丁目84番地の1	http://www.meishinren.or.jp
	社会福祉法人名古屋ライトハウス	名古屋盲人情報文化センター	名古屋市港区港陽1-1-65	http://www.e-nakama.jp/niccb
	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	なごや福祉用具プラザ	名古屋市昭和区御器所通3-12-1 御器所ステーションビル3階	http://www.nagoya-rehab.or.jp/plaza/
24 三重県	三重県視覚障害者支援センター	三重県視覚障害者支援センター	三重県津市桜橋2丁目	www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/
25 滋賀県	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	滋賀県草津市大津2丁目11-15	
26 京都府	特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター	京都障害者ITサポートセンター 京都テルサ西館3階	京都府京都市南区東九条下殿田町70番地	http://kyoto-itsupport.myeki.net/
27 大阪府	社会福祉法人大阪障害者自立支援協会	大阪府ITステーション	大阪市天王寺区六万休町3-21	http://www.itsapool.jp/
28 兵庫県	公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会	兵庫県立聴覚障害者情報センター	兵庫県神戸市灘区岸地通1-1-1 灘区立ホール3階	http://hyogodeaf.com/office/center
29 奈良県	奈良県視覚障害者福祉協会	奈良県社会福祉総合センター内5階	橿原市大久保町320-1	http://www.nasuishin.jp/O2.html
30 和歌山県				
31 鳥取県				
32 島根県				
33 岡山県	公益財団法人 岡山県身体障害者福祉連合会	障害者ITサポートセンターおかやま きらめきプラザ(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館)内1階	岡山市北区南方2丁目13-1	http://www.pref.okayama.jp/page/490972.html
34 広島県	(株) 広島情報シンフォニー	広島県障害者ITサポートセンター(株) 広島情報シンフォニー内)	広島県東区牛田新町2丁目2番1号	http://www.symphony.co.jp/it-support/
35 山口県				
36 徳島県				
37 香川県				
38 愛媛県				
39 高知県				
40 福岡県				
41 佐賀県	特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家	佐賀県障害者ICTサポートセンター "ゆめくれよん+"	佐賀県佐賀市鍋島3丁目3-20	http://www.ykurevon.com/
42 長崎県				
43 熊本県				
44 大分県				
45 宮崎県	公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会	県立視覚障害者センター	宮崎市江平西2丁目1番20号	http://www.miyashishou.jp/
46 鹿児島県	社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会	鹿児島県障害者ITサポートセンター(ハートピアかごしま3階)	鹿児島市小野一丁目1-1 ハートピアかごしま3階	http://shogaisha-kagoshima.jp/etc/pc-soudan/
47 沖縄県				

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
 ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

聴覚障害

安否の確認
被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。「聞こえない人はいませんか？」など
 ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。「手話できます」「『耳マーク』の活用」など

ニーズの把握
障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携
避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明
トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有
食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

機材・物品
共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
 ・テレビ(解説放送)
 ・乾電池(ラジオなど) 等

・テレビ(字幕・手話放送)、聴覚障害者用情報受信装置(IPTV受信機)
 ・ホワイトボード(設置型、携帯型)
 ・補聴器用電池 等

(資料2-7)

平成30年12月

内閣府防災部門 予算案

平成31年度予算案 8,176百万円
 《平成30年度第2次補正予算案 1,257百万円》
 (前年度予算額 6,232百万円)

◆ 平成31年度予算案

(単位:百万円)

区分 (主要事項名)	前年度 予算額	31年度 予算案	対前年 増△減額
○ 災害予防	815	821	6
地震対策の推進	186	230	44
火山災害対策の推進	183	171	△ 12
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	47	62	15
防災計画の充実のための取組推進	10	10	0
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	115	111	△ 4
防災を担う人材の育成、訓練の充実	217	189	△ 27
社会全体としての事業継続体制の構築推進	41	33	△ 9
防災ボランティア連携促進	15	15	△ 1
○ 災害応急対応	1,835	1,326	△ 509
中央防災無線網の整備・維持管理等	905	826	△ 78
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	153	104	△ 49
災害対応業務標準化の推進	23	25	2
南海トラフ地震等に関する応急対策活動の具体計画の実効性検証	82	70	△ 11
防災情報の収集・伝達機能の強化	674	301	△ 373
○ 災害復旧・復興	2,844	5,292	2,448
被災者支援に関する総合的対策の推進	13	23	10
被災者支援・復興対策の推進	59	69	11
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
災害救助費等負担金	1,882	4,310	2,428
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	150	150	0
○ その他	739	737	△ 2
国際関係経費	267	265	△ 2
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0
その他一般事務処理経費等	221	221	1
合計	6,232	8,176	1,943

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※復興庁一括計上(東日本大震災分)として、被災者生活再建支援金補助金107億円及び災害救助費等負担金等95億円

【参考】平成30年度第2次補正予算案

(単位:百万円)

区分 (主要事項名)	予算案
災害時の対応強化・推進	117
中央防災無線網設備の整備	313
災害対策本部予備施設等の改修	269
総合防災情報システムの整備	558
合計	1,257

実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進

平成31年度予算案 111万円（115百万円）

事業概要・目的

- 国民の実践的な防災行動定着のためには、様々なチャネルやツールを活用して幅広い層の国民に対して啓発を行っていくことが重要。
- 内閣府では、防災に関する情報を網羅的・一元的に集約したポータルサイト「TEAM 防災ジャパン」を通じた発信を行うとともに、防災意識向上の国民運動を推進する仕組みとして、各界各層の団体からなる「防災推進国民会議」や、主に防災に関係する業界団体からなる「防災推進協議会」のネットワークを活用し、幅広く普及啓発を展開。
- また、津波防災について、実践的な避難行動がとれるよう意識向上を図る他、企業、ボランティアなど多様な主体が一堂に会し、その取組や知見を発信する場として「防災推進国民大会」を実施する。
- これらを通じて、国民全体に対する実践的な防災行動の啓発を図る。

事業イメージ・具体例

【普及啓発の仕組み】

ポータルサイト

- 防災に関する情報を網羅的・一元的に集約・発信

防災推進国民会議 防災推進協議会

- 各界各層、業界団体等のネットワーク活用

【啓発ツールや機会の提供】

普及啓発コンテンツ

- 共有デジタルコンテンツ
- 防災啓発アイデア表彰
- 各種啓発ツール
- CSR・企業の防災取組事例

津波防災の意識向上

- 実践的避難行動の意識定着
- 津波避難訓練の参加促進
- 「世界津波の日」の普及

防災推進国民大会

- 様々なチャネルを通じた啓発
- 普及啓発ツールの提供

国民全体に対する実践的な防災行動の啓発

期待される効果

- 国民に対するきめ細かな防災知識の普及、防災意識の啓発により、国民の防災活動への自律的・積極的な参加が促されることで地域の防災力が高まり、災害の未然予防及び災害被害の軽減が可能となる。

防災を担う人材の育成、訓練の充実①

平成31年度予算案 123百万円（125百万円）

事業概要・目的

「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国・地方のネットワークを形成できる人」を育成するために、国の職員や地方公共団体等の職員に対する研修を行います。

また、人材を育成する研修内容の充実についての検討を行う検討会を開催するなど、体系的な人材の育成を実施します。

事業イメージ・具体例

- 地方公共団体等の職員に対して、内閣府防災でOJT研修や防災に関する研修を行います。
- 国・地方公共団体の職員に対して、「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用した研修や各地域へ出向いた研修を行います。
- 災害対応に関する人材を育成する研修内容の充実についての検討会を開催するとともに、研修内容及び運営方法の見直し、研修指導要領の整備やインターネットを通じた研修など、防災に係る人材の育成について総合的に検討、実施します。



(H29年度「有明の丘基幹的広域防災拠点」における研修の状況)



(H29年度岩手県における研修の状況)

期待される効果

- 国及び地方において、危機事態に迅速・的確に対応できる人材が育成され、災害対応能力が向上するとともに、組織の取り組みにより、組織としての災害対応能力の向上が図られます。
- 研修等を通じて職員間のネットワークが構築され、国・地方公共団体及び地方公共団体相互が緊密に連携した広域的な災害対応が可能となります。

防災ボランティア連携促進

平成31年度予算案 15百万円（15百万円）

事業概要・目的

- 後に「ボランティア元年」と呼ばれる平成7年の阪神淡路大震災では、全国から約140万人の人々がボランティアとして駆け付け、復旧復興の大きな原動力として認識され、その後災害対策基本法に、行政が「ボランティアの環境整備に努める」（H7年）、「連携に努める」（H25年）旨規定された。
- 東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨の支援活動においても、ボランティアが大きな役割を果たしており、今後発生が懸念される南海トラフ等の大規模災害の対応において、その重要性はますます高まっている。
- こうした現状を鑑み、行政とボランティアの連携の強化、専門性やノウハウを有するNPO等の活動に対する一層のエンパワーメント、発災時だけでなく平時のボランティア活動の促進、さらなる裾野の拡大などを様々な課題に対する方策を検討する。

事業イメージ・具体例

- (1) 行政と民間支援団体の連携体制構築支援
 - ・ NPO・ボランティア団体や社会福祉協議会等と行政との連携が発災時に円滑に機能することを目指し、各主体の連携窓口の特定と連携体制の構築が各都道府県単位で進められるよう、地域の特性を踏まえつつ、支援する。
 - ・ 具体的には、平時・発災時に連携して行うべき事項の特定、連携して行う作業手順の作成等を、各自治体へのアドバイザー派遣や、研修会の開催などを通じて実施する。
 - ・ さらに、広域支援を実施できるよう、地域ブロック単位での連携体制の構築に向けた支援を行う。
- (2) 連携訓練の実施
 - ・ 発災時の行政とボランティアの連携の取れた対応力を高めるため、連携訓練を自治体と協働で実施する。
- (3) ボランティアの裾野拡大
 - ・ ボランティアの意見交換や取組発表の場を設け、ボランティアの裾野拡大を推進する。

期待される効果

首都直下、南海トラフ地震など大規模災害に備え、行政とボランティアの連携や、ボランティアの裾野拡大など環境整備を進めることで、平時から、応急・復旧、復興まで各フェーズにおけるボランティア活動を推進するとともに、防災力の向上を図ることができる。

(資料2-9)

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について
(平成29年度末現在)

	都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳・介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1	北海道	4	112	1,500円/時	有 (240時間/年)
2	青森県	3	19	2,500円/時	無
3	岩手県	13	298	1,200円/時	無
4	宮城県	6	116	1,200円/時	有 (240時間/年)
5	秋田県	8	19	2,000円/時	有 (240時間/年)
6	山形県	12	64	1,500円/時	無
7	福島県	6	64	1,600円/時	有 (10時間/回)
8	茨城県	13	73	1,670円/時	有 (180時間/年)
9	栃木県	16	148	1,500円/時	有 (240時間/年)
10	群馬県	7	79	1,660円/時 (早朝・夜間)1,830円/時	有 (240時間/年)
11	埼玉県	38	104	1,470円/時	有 (400時間/年)
12	千葉県	30	187	1,660円/時	無
13	東京都	135	580	1,700円/時	有 (登録者全体で48,412時間/
14	神奈川県	59	337	1,550円/時	有 (80時間/月)
15	新潟県	27	139	1,300円/時	有 (240時間/年)
16	富山県	4	47	1,650円/時	無
17	石川県	5	98	1,890円/時	無
18	福井県	18	49	1,670円/時	有 (240時間/年)
19	山梨県	7	78	1,500円/時	無
20	長野県	5	48	1,530円/時	有 ※予算の範囲内で
21	岐阜県	14	91	1,600円/時	有 (240時間/年)
22	静岡県	37	187	1,530円/時	無
23	愛知県	28	118	1,800円/時	有 (8時間/日)
24	三重県	11	44	1,500円/時	無
25	滋賀県	22	114	1,500円/時	有 (20時間/月)
26	京都府	23	352	1,500円/時	無
27	大阪府	124	505	1,450円/時	有 (1,080時間/年)
28	兵庫県	54	176	1,300円/時	無
29	奈良県	10	46	1,000円/時	無
30	和歌山県	8	107	2,100円/時	有 (341時間/年)
31	鳥取県	15	145	3,000円/時	無
32	島根県	19	95	1,670円/時	無
33	岡山県	14	83	1,500円/時	有 ※予算の範囲内で
34	広島県	26	253	2,000円/時	有 (240時間/年)
35	山口県	12	154	1,500円/時	有 (240時間/年)
36	徳島県	11	77	1,500円/時	有 (240時間/年)
37	香川県	9	115	800円/時	有 (144時間/年)
38	愛媛県	11	121	1,400円/時	有 (240時間/年)
39	高知県	12	85	1,670円/時	無
40	福岡県	20	87	1,500円/時	無
41	佐賀県	5	36	4,000円/日	有 (8時間程度/日)
42	長崎県	30	170	(通訳介助員) 4,000円/回 (移動介助員) 1,000円/回	無
43	熊本県	18	49	1,530円/時	無
44	大分県	3	74	1,530円/時	有 (240時間/年)
45	宮崎県	8	22	1,600円/時	無
46	鹿児島県	10	50	1,510円/時	有 (200時間/年)
47	沖縄県	22	114	1,540円/時	無

992

6129

※千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。

(出典) 平成29年度地域生活支援事業費補助金実績報告

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	第30回試験		都道府県名	第30回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
北海道	26	1	滋賀県	13	0
青森県	7	1	京都府	23	3
岩手県	2	0	大阪府	77	11
宮城県	10	2	兵庫県	61	9
秋田県	7	1	奈良県	10	2
山形県	2	0	和歌山県	19	3
福島県	20	1	鳥取県	5	0
茨城県	7	0	島根県	6	1
栃木県	5	1	岡山県	13	2
群馬県	11	2	広島県	25	0
埼玉県	83	8	山口県	15	0
千葉県	33	3	徳島県	5	0
東京都	271	26	香川県	7	1
神奈川県	83	8	愛媛県	13	3
新潟県	11	1	高知県	3	0
富山県	2	0	福岡県	32	2
石川県	11	0	佐賀県	8	2
福井県	2	1	長崎県	12	1
山梨県	10	2	熊本県	23	1
長野県	10	0	大分県	11	1
岐阜県	3	0	宮崎県	8	2
静岡県	28	2	鹿児島県	17	0
愛知県	29	2	沖縄県	13	2
三重県	13	0	合計	1,105	108

- ・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。
- ・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕政令指定都市別受験者数・合格者数

(単位：人)

政令市名	第30回試験		政令市名	第30回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
札幌市	6	0	名古屋市	7	0
仙台市	6	2	京都市	12	1
さいたま市	8	1	大阪市	12	3
千葉市	4	1	堺市	7	1
横浜市	42	4	神戸市	23	2
川崎市	8	1	岡山市	6	0
相模原市	2	0	広島市	7	0
新潟市	4	1	北九州市	6	1
静岡市	4	1	福岡市	4	0
浜松市	1	0	熊本市	10	1
			合計	179	20

平成 30 年 12 月 21 日
 消 防 庁

「Net119 緊急通報システムの導入状況等」の公表

Net119 緊急通報システムの利用者となる聴覚・言語機能障害者の方々が全国の Net119 緊急通報システムの導入地域と未導入地域を把握できるよう、各消防本部における Net119 緊急通報システムの導入状況及び導入予定時期を消防庁ホームページに掲載します。

1 Net119 緊急通報システムの概要

Net119 緊急通報システムは、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

2 導入状況及び導入予定（平成 30 年 6 月 30 日時点）

導入済み消防本部数	142 本部（728 本部中）
平成 32 年度末までに導入予定の消防本部数	444 本部（導入済み本部を含む）

3 掲載場所等

- ・ Net119 緊急通報システムの導入状況等を、消防庁ホームページに掲載します。
（URL：<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/jouhou/net119/index.html>）
- ・ また、本日、消防庁から各地方公共団体に対し、別添のとおり、Net119 緊急通報システムの導入状況等を公表した旨を周知するとともに、同システムの早期導入に取り組むよう、事務連絡を発出します。



【連絡先】

消防庁国民保護・防災部 防災課
 防災情報室 阿部補佐、城門係長
 TEL:03-5253-7526 FAX:03-5253-7536

視覚障害者等の読書環境の整備について

【経緯】

平成31年1月1日にマラケシュ条約、改正著作権法が施行された。また、読書バリアフリー法制定に向けた議論が進められている。これらを踏まえ、点字図書及び音声図書の製作や視覚障害者等が読書しやすい環境の整備に向けた取組の加速化を図る。

マラケシュ条約… 視覚障害者等が利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換することを可能とする。

改正著作権法… 視覚障害や発達障害等で著作物を視覚的に認識できない者が対象となっていた著作物の複製に係る権利制限受益者に関する規定を見直し、肢体不自由等により障害によって書籍を読むことが困難な者を広く対象とし、録音図書の作成等を許諾なく行えるようにする。

読書バリアフリー法… 視覚障害者の読書に必要な点字の図書やパソコンで音声再生する電子データなどを普及させるための法案。

1 身体障害者保護費負担金(点字図書館等事務費)における加算単価の増額 平成31年度予算案 1,968,076千円

身体障害者保護費負担金の情報化対応特別管理費の加算単価を増額し、点字図書館における点字図書及び音声図書の製作に係る経費を充実する。

※情報化対応特別管理費… 著作権法第37条第2項、第3項及び同条の2に規定される記録及び送信等を行うための経費 = 点字図書及び音声図書を製作し、配信するための経費

(例) 点字図書や音声図書を製作するために必要な環境整備に係る費用(パソコン、点字プリンタや録音機器等の購入費等)

点字図書や音声図書の製作を担う人材の確保のために必要な費用(呼びかけや広告に必要な経費等)

点字図書や音声図書の製作を担う人材の養成・育成や資質の向上に必要な費用(講習会開催経費や講習会出席に必要な旅費等)

点字図書や音声図書の製作のための費用(点訳・音訳を行う者への謝金や交通費等)

平成30年度まで

1施設あたり、
(上限)20万円/月



平成31年度以降

1施設あたり、
(上限)40万円/月

2 障害者ICTサポート総合推進事業の創設 平成31年度予算案 390,000千円

地域生活支援事業(都道府県任意事業)であった「障害者ITサポートセンター運営」、「パソコンボランティア養成・派遣」、「視覚障害者用地域情報提供」を廃止、統合し、地域生活支援促進事業(実施主体:都道府県、政令指定都市、中核市、補助率:1/2)に位置づける。事業例は以下のとおりで、これらを総合的に実施する拠点を地域に整備し、更なる事業の推進を図る。

①障害者に対して点字図書や音声図書をサピエからダウンロードして読む際などにも必要となるパソコンや支援機器などのICT機器の紹介や利用案内を行う事業

②障害者に対してICT機器の操作やインターネットやサピエの利活用についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣事業

③地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を点字や音声などに加工しサピエ等にアップロードする事業

3 サピエのサーバー強化等について 平成31年度予算案 132,431千円

上記経緯また施策の充実により、今後サピエの利用者や蔵書の増加が見込まれることから、サピエのサーバーの強化を図るとともに、利用する際の相談窓口となるコールセンターの設置運営等に係る費用を計上し利用者支援を行う。サピエの利用促進、また管内公共図書館等のサピエ加入・活用について、積極的な周知を図りたい。

(参考)サピエとは… 「視覚障害者情報総合ネットワーク」の通称で、視覚障害者等がインターネットを通じて点字図書や音声図書をダウンロードできるネットワーク。

(資料2-12)

視覚障害者等の読書環境の整備について(参考資料)

(参考1) 視覚障害者等の著作物の利用促進に係る動向

マラケシュ条約 (H31.1.1施行)

「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」のポイント

- 受益者は「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者」(第3条)
- 視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、各国の著作権法において、視覚障害者等のために利用しやすい様式の複製物(点字図書、音声読み上げ図書等)に関する著作権の制限又は例外を規定する(第4条)
- 各国の権限を与えられた機関(点字図書館等)が作成された利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換することを可能(第5条)

改正著作権法 (H31.1.1施行)

「著作権法の一部を改正する法律」のポイント

- 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備(第37条関係)
マラケシュ条約の締結に向けて、現在視覚障害者等が対象となっている規定を見直し、肢体不自由等により書籍を持っていない者のために録音図書の作成等を許諾なく行えるようにする。
- デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備(第30条の4、第47条の4、第47条の5等関係)
- 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備(第35条等関係)
- アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等(第31条、第47条、第67条等関係)

(参考2) 視覚障害者情報総合ネットワーク(サピエ)

視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある者に対し、点字、デージー(音声)による情報を提供するインターネット上のネットワークで、利用者は、インターネットを活用し、全国の点字図書館の蔵書の検索や貸出依頼、点字、デージーによる情報のダウンロード等を行うことができる。



障害者芸術の支援をめぐる動き

H13	第1回「全国障害者芸術・文化祭」を大阪府で開催
H19	「総理官邸における障害者自立支援の会」を開催 官邸南庭で、障害者施設で働く障害者が日頃の活動を披露し、安倍総理、塩崎官房長官等と直接交流する会を開催。
H20	「障害者アート推進のための懇談会」を開催 文部科学省と共同で開催し、障害者の芸術活動が施設の余暇的活動を中心とした生きがいづくりや、リハビリ向上のためのものから、障害者の個性や才能に目を向けた美術作品の展示会等の芸術活動を推進するため、広く関係者が意見交換を行い、必要な社会的取組について提言を行った。
H25	「安倍総理と障害者との集い～共生社会の実現を目指して～」を開催 官邸南庭で、地域において就労や芸術活動に取り組む障害者等と、安倍総理、菅官房長官、田村厚生労働大臣等と直接交流する会を開催
H25	「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」を開催 文化庁と共同して、有識者による懇談会を行い、①障害者芸術活動の「裾野を広げる」「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえ、②具体的な支援の在り方として、障害者の芸術作品の「相談支援の充実」「権利保護」「支援者の人材育成」「鑑賞の支援」「優れた作品の評価・発掘、保存、展示機会の確保等」「販売や商品化」「評価・発掘、発信等を行う人材育成」「鑑賞のための環境づくり」「関係者のネットワークの構築等」の必要性が報告された。
H26	「障害者の芸術活動支援モデル事業」の実施（平成26年度～平成28年度） 「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の報告を受けて、モデル事業を実施
H27	「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」の設置 (文化庁と共同開催) 平成27年6月30日、12月9日、平成28年11月9日、平成30年3月7日に開催
H28	「総理と障害者の集い～「能力を生かして、生きがいを感じられる社会」の実現に向けて～」を開催 官邸南庭で、障害者の作品展示、瑞宝太鼓、石見神楽、車椅子ダンスのパフォーマンスを披露し、安倍総理、塩崎大臣等と直接交流する会を開催。
H29	「障害者芸術文化活動普及支援事業」の実施（平成29年度～） 「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支援ノウハウを全国に展開することにより、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図る。 第17回「全国障害者芸術・文化祭なら大会」から、国民文化祭と一体的に開催
H30	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（議員立法）の制定（平成30年6月13日公布・施行） 障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定、その他の基本的事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、制定。平成30年度中に国の基本計画を策定予定。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(概要)

法の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を
総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

国および地方公共団体の責務(4条、5条)

- 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する(4条)
- 地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化技術活動の推進に関し、国と連携を図り、自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する(5条)

基本的施策

- ① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)
 - ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
 - ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)
 - ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)
 - ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
 - ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)
 - ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
 - ・ 保存場所の確保 など
- ⑤ 権利保護の推進(13条)
 - ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
 - ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
 - ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)
 - ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡 調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)
 - ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
 - ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
 - ・ 国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ 相談体制の整備等(16条)
 - ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ 人材の育成等(17条)
 - ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ 情報の収集等(18条)
 - ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ 関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、
地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置
→ 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

障害者の芸術文化活動に関する予算（厚生労働省）

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

〔平成31年度予算案〕 231,500千円（平成30年度予算額 212,500千円）

〔事業内容等〕

「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。平成29年度以降は、美術活動のみならず、演劇、音楽等の舞台芸術活動に対する支援体制の充実を図る。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援(県内の相談支援、人材育成等)
- (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施県・未実施県の支援、ブロック研修等)
- (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

〔実施主体〕 (1) 都道府県※ (2)(3) 社会福祉法人、NPO法人等

〔補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2)(3) 社会福祉法人等 定額(10/10相当)

※事業の全部または一部を団体への補助等により実施することも可能。

2. 全国障害者芸術・文化祭の開催

〔平成31年度予算案〕 70,500千円（平成30年度予算額 70,500千円）

〔事業内容等〕

① 全国障害者芸術・文化祭開催事業

文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

※ 平成30年10月6日～11月25日 大分県で開催予定

② 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

〔平成31年度予算案〕 地域生活支援促進事業（54億円）の内数

〔平成30年度予算額〕 地域生活支援促進事業（42億円）の内数

〔事業内容等〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参

加機会の拡充を図るため、平成30年度大分県で開催する全国芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体〕 都道府県(全国障害者芸術・文化祭の開催県以外の都道府県)

〔補助率〕 1/2

障害者芸術文化活動普及支援事業

(平成31年度予算案 2.3億円)

概要

- 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進する。
 - (1)都道府県レベルにおける活動支援(都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等)
 - (2)ブロックレベルにおける広域支援(実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等)
 - (3)全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

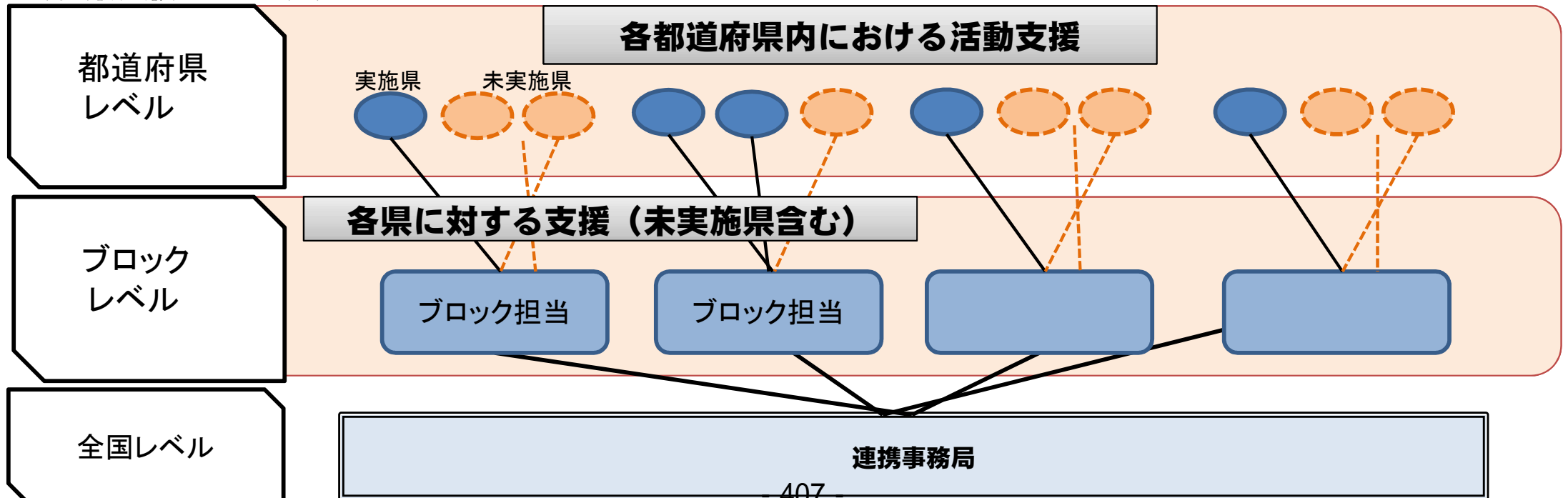
実施主体

- 都道府県、社会福祉法人、NPO法人等

補助率

- 都道府県レベル 国：1/2 都道府県：1/2
ブロックレベル、全国レベル 国：10/10

<事業展開イメージ>



障害者芸術・文化祭開催事業

〔平成31年度予算案〕 70,500千円（平成30年度予算額 70,500千円）

目的

障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加者の促進に寄与することを目的とする。

主催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村等

開催地等

- (1) 毎年1回、秋季（概ね10月～12月の間）に開催
 - (2) 開催地は、都道府県持ち回りで、毎年1回開催
- ※ 平成27年度から国民文化祭と同一都道府県で開催

事業内容

1 文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

＜実施内容の例＞

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| (1) 文芸（短歌、俳句、川柳等） | (6) 舞踊（日本舞踊、バレエ、社交ダンス等） |
| (2) 美術（絵画、彫刻、工芸、書道、写真、タイプアート等） | (7) 演芸（手話落語等） |
| (3) 音楽（合唱、音楽会、演奏会、ジョイントコンサート等） | (8) 障害者の福祉に関するシンポジウム |
| (4) 演劇祭 | (9) 映画（バリアフリー映画上映）等 |
| (5) 伝統芸能（神楽等） | |

2 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県が主体となり、各地域で開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

（参考）開催状況等

第1回(H13)大阪府	第6回(H18)沖縄県	第11回(H23)埼玉県	第16回(H28)愛知県（平成28年12月9日～11日）
第2回(H14)岐阜県	第7回(H19)長崎県	第12回(H24)佐賀県	第17回(H29)奈良県（平成29年9月1日～11月30日）
第3回(H15)東京都	第8回(H20)滋賀県	第13回(H25)山梨県	第18回(H30)大分県（平成30年10月6日～11月25日）
第4回(H16)兵庫県	第9回(H21)静岡県	第14回(H26)鳥取県	第19回(H31)新潟県
第5回(H17)山形県	第10回(H22)徳島県	第15回(H27)鹿児島県	第20回(H32)宮崎県

（１）事業目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図ることを目的とする。

（２）実施主体

都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く。）

（３）事業内容

- ア 毎年実施する障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化祭をサテライトで開催する。
- イ 対象とする分野は、美術・音楽・演劇等の分野で構成する。

（４）留意事項

- ア 芸術・文化祭の開催期間は、休日等を含んで概ね2日以上とする。
- イ 開催に当たっては、芸術・文化祭に必要な企画等のため、実行委員会を組織すること。
- ウ 全国障害者芸術・文化祭開催都道府県に配置するコーディネーターとの連携を図ること。
- エ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施団体との連携を図ること。

Big・iとは?

「国際障害者交流センター（愛称ビッグ・アイ）」は、「国際・障害者の十年」を記念して、全国の障がい者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、建設されました。



ビッグ・アイは、三つの基本理念に基づき、四つの機能を活用して、四つの事業を展開します。

三つの基本理念

1. 障がい者が主役
2. 芸術・文化活動や国際交流を通して障がい者の社会参加の促進
3. 多くの人に親しまれる施設

四つの機能



◎多目的ホール



◎研修室

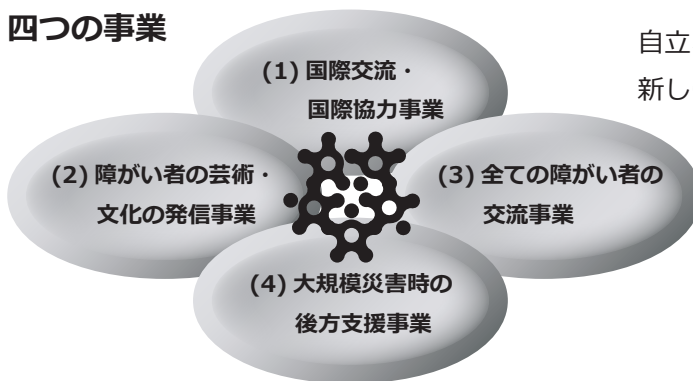


◎宿泊室



◎レストラン

四つの事業



自立、参加、そして交流
新しい時代のノーマライゼーションのために

- Independence : 自立
- Information : 情報
- Intercommunication : 交流
- International : 国際的

Big・i 障がいのある人もない人も、誰もが参加・交流できる様々な事業を展開しています。

1) 共生社会のモデル施設としての役割	・鑑賞サポート支援 ・アウトリーチ ・啓発 など
2) 自己実現と自立につなげる	・アートプロジェクト ・シアタープロジェクト ・劇場体験プログラム など
3) 異文化の交流	・アートフェスティバル ・アートキャンプ ・国際会議、海外展覧会への出品と作家間の交流 など
4) 災害時の後方支援	・災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成講座 ・災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座など
5) 情報発信	・情報誌 i-co の発刊 ・WEB への情報発信、提供など
6) 地域、他機関との交流および連携事業	・ボランティア養成と協働 ・産官学との連携事業の実施 ・職場体験など

平成31年度の事業は随時、ホームページで公開します。視察としてご鑑賞・ご見学をご希望の方は、ビッグ・アイまでご連絡をお願いします。



〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1
TEL:072-290-0962 FAX:072-290-0972
e-mail:info@big-i.jp http://www.big-i.jp

普及啓発の推進

一般向けの普及啓発

リーフレット
(一般向け)



ステッカー



ポスター



※自治体等を通じて配布

※平成31年3月にデザイン更新予定

政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン！
～障害のある方のパートナー もっと理解しよう！ ほじょ犬のこと」



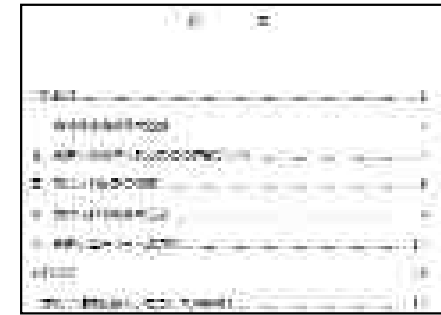
<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14097.html>

医療機関向けの普及啓発

リーフレット
(医療機関向け)



身体障害者補助犬
受け入れマニュアル



※日本医師会、日本看護協会、日本感染症学会、補助犬使用者等の協力で作成。各都道府県医師会を通じて周知を図っている

海外使用者向けの普及啓発

英語版リーフレット



海外使用者向けポータルサイト
http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html



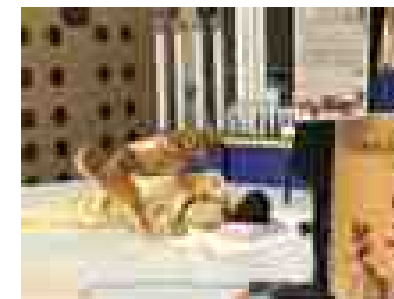
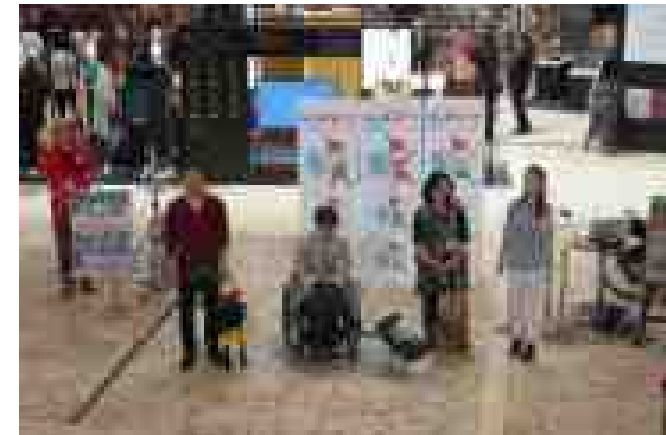
実働頭数、イベントのお知らせ等、最新情報を含めて、制度について厚生労働省ホームページで情報発信

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hojoken/index.html

「障害者週間」身体障害者補助犬普及啓発イベント(概要)

- 目的 日頃、障害者問題に関心のない一般市民に対し、『身体障害者補助犬法』の周知を図り、正しい理解を促すことで、補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与する事を目的とする。また、実際の障害者の話を聞くことで、障害者問題を考えるきっかけ作りとする。
- 内容 身体障害者補助犬法、及び身体障害者補助犬について理解を深めるテーマを設定。盲導犬、介助犬、聴導犬それぞれのデモンストレーション、補助犬使用者によるトークショー等を実施。

	日時	場所
平成18年度	12月4日	有楽町マリオン11F有楽町朝日スクエア
平成19年度	12月4日	
平成20年度	12月3日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成21年度	12月4日	
平成22年度	12月4日	
平成23年度	12月4日	
平成24年度	9月30日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月2日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成25年度	9月29日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月7日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成26年度	9月28日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月6日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成27年度	10月3日	阪急うめだ本店(大阪市)
	10月4日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月5日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成28年度	10月1日	阪急うめだ本店(大阪市)
	12月3日	ららぽーと横浜(横浜市)
	3月27日	ららぽーとEXPOCITY(吹田市)
平成29年度	12月3日	ららぽーと立川立飛(立川市)
	12月9日	阪急うめだ本店(大阪市)
	3月3日	エミフルMASAKI(松山市)
平成30年度	9月30日	恵比寿ガーデンプレイス(東京都)
	10月14日	かでの27(札幌市)
	12月1日	阪急うめだ本店(大阪市)



○ 身 体 障 害 者 補 助 犬 育 成 促 進

地域生活支援促進事業費補助金（国庫補助率：1／2）

※ 都道府県事業

※障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により業務を効果的・効率的に実施

1 目 的

身体障害者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬の育成（訓練を含む）を行うとともに、地域における利用希望者のニーズ等を踏まえた補助犬の普及促進等を計画的に進めることにより、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。

2 事業内容

(1) 補助犬の育成

補助犬を育成するための訓練（身体障害者補助犬法施行規則（平成14年厚生労働省令第127号）第1条（第4項を除く。）、第2条（第4項を除く。）及び第3条（第4項を除く。）の規定に基づき行う訓練をいう。）を実施する。なお、本事業の対象経費は、身体障害者補助犬法第16条第1項の認定を受けた補助犬の訓練に要した経費に限る。

(2) 育成計画の作成

補助犬の育成計画を作成する。また、必要に応じ計画の見直しを行う。

ア 補助犬に関するニーズの把握

各都道府県における補助犬の使用者数及び使用希望者数の把握。

イ 供給体制の把握と計画的な育成に向けた連携体制の構築

訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）を把握し、アによって把握したニーズを踏まえ、計画的な対応を行うための広域的な連携体制を構築する（隣接都道府県、補助犬の訓練事業者等が参画する連携協議会の設置等）。

(3) 理解促進、普及・啓発

地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行う。

<広報用ステッカー・リーフレット>



※平成31年3月にデザイン更新予定

海外から来日される 補助犬使用者への対応について



日本では、身体障害者補助犬とは「身体障害者補助犬法」に基づき認定された、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。海外から補助犬を伴って来日される補助犬使用者の皆様は、この法律の対象とはなりません。海外の連合会所属の訓練事業者による訓練が行われていて、日本の基準と同等と認められた場合には、日本に滞在する間、できるだけ安心して過ごしていただけるよう、日本における補助犬の認定団体により「期間限定証明書」を発行します。身体障害者の自立と社会参加の観点から、証明書のある使用者については、日本の補助犬同様、施設等への同伴を拒まない等、ご理解とご協力をお願いいたします。

証明書発行の対象となる補助犬



盲導犬 (Guide Dog)

見えない、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。



介助犬

(Mobility Service Dog)

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。



聴導犬 (Hearing Dog)

聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音、FAX着信音、赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。

- 精神障害、自閉症、情緒障害、てんかん等をサポートする犬は対象となりません。

- 使用者は、発行された証明書及び表示を、来日中、常に携帯しています。
- 必要があれば証明書の提示を求めて、内容の確認をお願いします。

海外補助犬使用者 期間限定証明書 (表示) Temporary Certificate of Overseas Assistance Dog Users	
○○犬 ○○ Dog	
使用者氏名 (Name)	
犬種 (Dog breed)	
輸出国 (Country of export)	
入国 / 出国予定年月日 (Date of entry and departure)	年 月 日 ~ 年 月 日
発行した指定法人 (Designated Juridical Persons)	(名称 name) (住所 address) (電話 phone No.)
育成した法人の名称 (Name of training organization)	

【参考】



"Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities" Portal Site

https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html



身体障害者補助犬法概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です（法第1条）。
 - 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です（法第2条）。
 - 身体障害者補助犬は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません（法第12条）。
 - 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません（法第7条、第8条、第9条、第10条）。
 - ・ 国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
 - ・ 飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設
- ※（ ）内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。



補助犬の受け入れについて

- 補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- 補助犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、補助犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- 補助犬が通路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことを補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- 補助犬を同伴していても、補助犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。補助犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

〔補助犬はきちんとしつけられ、健康です〕

補助犬のユーザーは、責任をもって補助犬の行動を管理し、補助犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

- 補助犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように、訓練されています。
- 補助犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。
 - ・ レストランなど、飲食店では……食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
 - ・ ホテルや旅館など、宿泊施設では……上がり口や部屋の隅で待機します。
 - ・ 電車・バス・タクシーなど、公共交通機関では……シートなどを汚さないように、足もとで待機します。
- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどで補助犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。



(以上「ほじょ犬もっと知ってBOOK」厚生労働省、より抜粋・一部改変)

Notice to Assistance Dog Users from Overseas



In Japan, the term “assistance dogs” refers to “guide dogs,” “mobility service dogs,” and “hearing dogs” certified in accordance with the “Act on Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities.” However, this act does not apply to overseas assistance dogs and their users. In order to ensure that foreign assistance dog users have equal rights as Japanese assistance dog users in Japan, registered assistance dog certifying organizations in Japan will issue the following document: “Application for Temporary Certification of foreign Assistance Dog Users.” We ask for your understanding of the Japanese system, as well as for your cooperation in expediting the process.

Accepted Assistance Dogs in Japan



Guide Dogs

The dog must be trained by a member of the International Guide Dog Federation (IGDF).



Mobility Service Dogs

The dog must be trained by an accredited member of Assistance Dogs International (ADI).



Hearing Dogs

The dog must be trained by an accredited member of Assistance Dogs International (ADI).

- "Mobility service dogs" are defined as dogs that support their users' physical disabilities due to motor impairments.
- Service dogs for mental disorders, autism, emotional disorders, epileptic disorders, PTSD, etc. cannot be accepted as assistance dogs in Japan.
- Privately trained service dogs cannot be accepted as assistance dogs in Japan.

Procedure for the Issuance of a Certificate

1. All dogs – including assistance dogs - entering Japan must meet the import requirements of the Rabies Prevention Law. **YOU MUST PREPARE AT LEAST 7 MONTHS IN ADVANCE FOR A TRIP TO JAPAN WITH YOUR DOG.** Refer to : <http://www.maff.go.jp/aqs/english/animal/dog/index.html>
2. You must submit an import notification to the Animal Quarantine Service (AQS) in Japan **AT LEAST 40 DAYS BEFORE YOUR ARRIVAL.**
3. Fill out the application form with your assistance dog's training organization, and submit it to a registered Japanese certifying organization (Form 1).
4. If the certifying organization deems your assistance dog legally acceptable as an assistance dog in Japan, a “Temporary Certificate for foreign Assistance Dog Users” will be sent to you from a Japanese training organization before your departure (Form 2).
5. Upon your arrival in Japan, you must proceed to AQS for an import quarantine inspection of your dog. If your dog meets the requirements, the AQS Officer will sign or stamp a seal on your Certificate.

- We are currently calling for a society-wide cooperation in Japan to accept and treat certified overseas assistance dog users and their assistance dogs in the same way as Japanese assistance dog users and their assistance dogs.
- Make sure to show your Certificate to the AQS Officer at the import quarantine inspection.
- **During your stay in Japan, keep place the tag in place (Form 3) on with your assistance dog at all times and be ready to show your certificate (Form 2) as needed.**
- If you forge any related documents, you will face a potential penalty.

PLEASE READ THIS DOCUMENT THOROUGHLY. THANK YOU.

“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Website

https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html



認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

■ 認定補聴器専門店

公益財団法人テクノエイド協会が補聴器販売店からの認定申請に基づき、その店舗の補聴器販売事業が補聴器の適正な販売を行うために遵守すべきものとして定めている「認定補聴器専門店業務運営基準」に適合している補聴器販売店を認定し、当協会の認定補聴器専門店登録簿へ登録、認定証書を交付している。

[認定補聴器専門店] 770店(平成31年2月現在)

<https://www5.techno-aids.or.jp/shop/search.php>

■ 認定補聴器技能者

補聴器を購入される方の使用目的、使用環境、希望価格等についての相談に応じ、補聴器の適合調整、補聴効果の確認及び使用指導を適切に行うことのできる専門的な知識及び技能を習得した者を、公益財団法人テクノエイド協会が「認定補聴器技能者」として認定している。

[認定補聴器技能者試験合格者数(累計)] 4,313名(平成31年2月末現在)

[認定補聴器技能者登録者数] 3,680名(平成31年2月末現在)

<http://www.techno-aids.or.jp/senmon/hocho.shtml>

障害者自立支援機器等開発促進事業

事業目的

[平成31年度予算案 118,607千円] (平成30年度予算 150,143千円)

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発は、マーケットが小さく事業化や実用的製品化が進んでいない状況にある。障害者の機器開発においては、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが重要であり、開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進する。

事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的製品化)に対する助成
 - ①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業(新規事業)
- (2) シーズ・ニーズマッチング強化事業

実施主体

民間団体(公募)

補助率

(1)は、中小企業2/3(※(1)-②は初年度のみ10/10)、大企業・公益法人1/2。 (2)は、定額(10/10相当)

